

健全化判断比率と資金不足比率とは？

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、各地方公共団体において健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられました。

これは、従来の普通会計以外の、特別会計、公営企業会計等にまで範囲を広げた新たな指標を算定し、財政状況の的確な把握・早期の是正を行うことにより、財政の健全化を図り、地方公共団体の財政破綻を防ごうとするものです。

比率算定の結果、早期健全化基準や経営健全化基準を超える場合には各種健全化計画を策定することが義務付けられ、自主的な改善努力により財政の健全化に取り組まなければなりません。

また、将来負担比率を除く3つの健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生が求められることとなります。

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』は、自治体の財政破綻を早い段階で防止することを目的とした法律です。

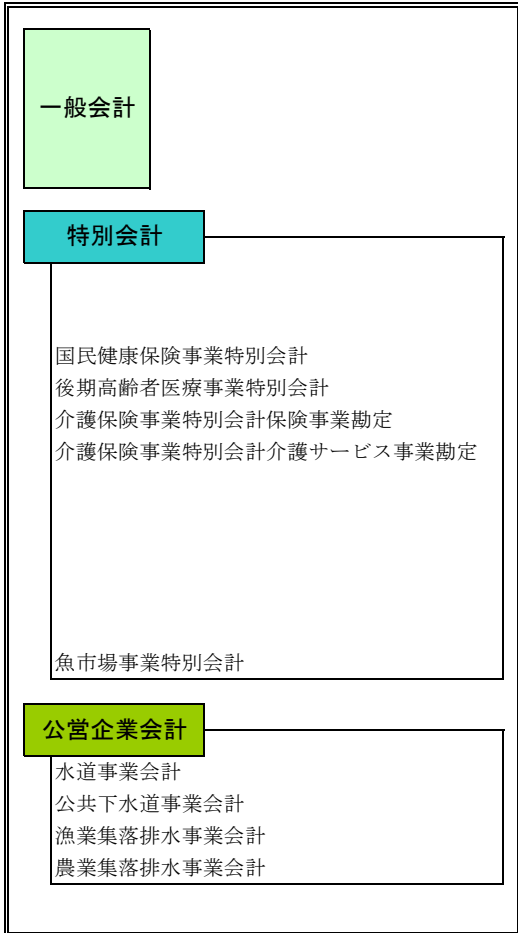
健全化法の特徴

1. 財政状況の悪化の度合いを示す実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標（健全化判断比率という）及び公営企業の資金不足比率の公表を義務付けることにより情報開示の徹底を図る。
2. 財政破綻を未然に防ぐため早い段階で財政の健全化を図るための仕組みを導入している。
3. 一般会計を中心とした収支の指標だけでなく、すべての会計を連結し、ストック（負債等）も含めた財政状況を示す。
4. 健全化判断比率及び資金不足比率によって、自主的な改善努力による財政の健全化や国の関与による再生の必要性を判断します。

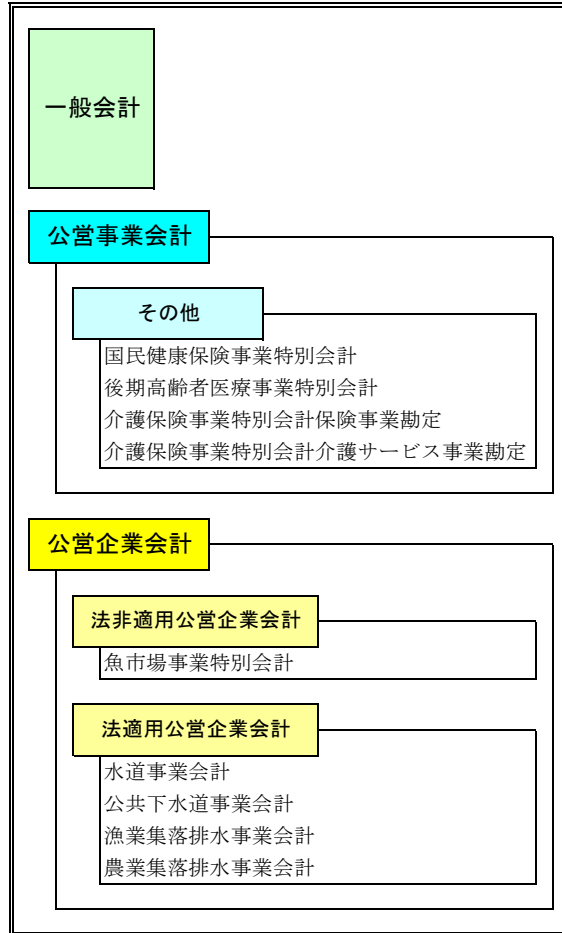
釜石市の会計区分と健全化法上の会計区分

令和元年度の釜石市には、一般会計のほか4つの特別会計、5つの企業会計があります。これを健全化法上の会計区分と基準等の適用範囲により区分すると、以下のとおりです。

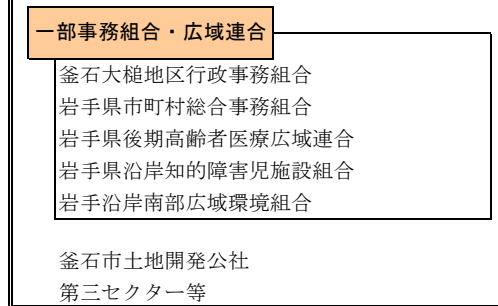
釜石市の会計区分



財政健全化法の定める会計区分



一部事務組合等



健全化判断比率等の範囲

